

独立行政法人国立美術館における物品の貸付及び譲与に関する規則

制定 平成13年4月2日

国立美術館規則第57号

[一部改正：平成18年6月30日改正 国立美術館規則第61号]

[一部改正：平成19年11月9日改正 国立美術館規則第11号]

(目的)

第1条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）に属する物品の貸付及び譲与については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において物品とは、次の各号に掲げるもの以外のものをいう。

- 一 土地、建物等の不動産及び著作権、特許権その他の知的財産権
- 二 現金
- 三 有価証券、銀行預金、郵便貯金及び金銭信託財産

(貸付の範囲)

第3条 物品の貸付は、独立行政法人国立美術館法（平成11年法律第177号。以下「美術館法」という。）第3条の目的に則したもので、かつ、当該貸付が国立美術館の事業に支障がないと認められるものについて行うことができる。

(貸付等の権限)

第4条 物品の貸付の許可及び次条の無償貸付の認定及び貸与料の減免並びに第8条の無償譲与の認定の権限は、理事長が有する。

2 理事長は、国立美術館事務局に係るものを除き、この規則に定めるところにより、国立美術館が設置する美術館（以下「各館」という。）の館長（以下「各館長」という。）に前項に掲げる権限を委任する。

3 前項の場合において、理事長は必要があると認めるときは、その貸付等の状況の報告を求めるものとする。

(貸付の原則並びに無償貸付等)

第5条 物品の貸付は、有償とする。ただし、国立美術館以外の者（宗教上の組織若しくは団体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業を営む者を除く。以下同じ。）に物品を無償又は時価よりも低い対価で貸付けることができるのは、他の規則に定めるものの外、次の各号に掲げる場合に限る。

- 一 他の独立行政法人の事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これに準ずる物品を貸付けるとき
- 二 他の独立行政法人の事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を貸付けるとき
- 三 国又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これに準ずる物品を貸付ける場合であって、当該貸付けることが国立美術館の

利益となるとき

四 国又は地方公共団体の行う事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を貸付ける場合であつて、当該貸付けることが国立美術館の利益となるとき

五 文化、教育、試験、研究及び調査のため必要な物品を貸付けるとき

六 国立美術館の職員を以て組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子その他これに準ずる物品を貸付けるとき

七 国で経営する保険事業において療養の給付として行う被保険者の療養の委託を受けた者に対し、その療養の給付のため必要な物品を貸付けるとき

八 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸付けるとき

(亡失等の報告及び損害の弁償)

第6条 各館長は、貸付けた物品が亡失又は損傷したときは、当該物品を貸与した者に対し、直ちに詳細な報告させるとともに必要な指示を行うものとする。

2 各館長は、前項に定める報告を受けたときは、直ちに理事長に報告しなければならない。この場合において、各館長は理事長と緊密に連絡を取り、適切な処置を行わなければならない。

3 物品を貸与された者は、当該貸付けた物品を亡失等した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(貸付の条件)

第7条 第4条の規定に基づく貸付を行う場合は、次の条件を付すものとする。

一 貸付けた物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は、物品の貸付を受けた者の負担において行うこと

二 貸付けた物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること

三 貸付けた物品について、修繕、改造その他物品の現状を変更する必要がある場合は、あらかじめ許可した者の承認を受けること

四 貸付けた物品に要した改良費等の有益費を請求しないこと

五 貸付けた物品は、転貸し、又は担保に供しないこと

六 貸付けた物品は、貸付の目的以外に使用しないこと

七 貸付けた物品について使用場所等が指定された場合は、許可した者が特に承認した場合を除き、指定した場所以外では使用しないこと

八 貸付けた物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること

九 前条に掲げる報告を行うとともに、その指示に従い又はその損害の弁償の責に任ずること

十 その他特に指示する事項

(物品の無償譲与等)

第8条 物品を国立美術館以外の者に譲与又は時価よりも低い対価で譲渡することができるのは、他の規則に定める場合の外、次の各号に掲げる場合に限る。

一 他の独立行政法人の行う事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、

写真その他これに準ずる物品を配布するとき

二 国立美術館の用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、寄附の条件としてその用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体又は撤去により物品となるものを寄附者又はその一般承継人に譲渡することを定めたものを、その条件に従い譲渡するとき

三 国又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これに準ずる物品を配布する場合であって国立美術館の利益となるとき

四 文化、教育、試験、研究及び調査のため必要な印刷物、写真その他これに準ずる物品及び見本用又は標本用物品を譲渡するとき

五 予算に定める交際費を以て購入した物品を贈与するとき

六 生活必需品、医薬品、衛生材料及びその他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲渡するとき

(美術作品の貸与)

第9条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第48条第一項に定める重要な財産のうち、国立美術館が所有する美術に関する作品を展覧会への出品等を目的とする貸与については、別に定める。

(その他)

第10条 この規則の実施に関し、必要な調整は事務局長が行う。

附 則

1 この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 この規程の制定前に物品の無償貸付及び譲与等に関する法律その他関係法令に基づき貸付けられた物品であって、当該物品が美術館法附則第5条の規定に基づき、国立美術館が国からその権利義務の承継を受けたものについては、その貸付期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。